

令和5年5月8日(月)から 新型コロナウイルス感染症の 基本的な感染対策を見直します

感染症法上の位置づけが「2類相当」から「5類」へ変わることに伴い、対応を次のとおり変更します。

主な項目	5月8日以降の対応
出入口等の手指消毒用アルコール	個人の判断とします (当面の間、設置します)
マスク着用(職員を含む)	個人の判断とします
窓口等のパーテーション	設置しません
「三つの密の」回避	原則として撤廃 (各自で留意くださるようお願いいたします)
入館時の検温	個人の判断とします
飲食及び酒飲	対策を解除
使用した机・椅子等の消毒	対策を解除
執務室等の換気	適宜、実施します

※感染の流行期には、改めて見直す場合があります。